

指定居宅サービス事業者等の指定に係る事前協議手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の指定居宅サービス事業者又は第53条第1項の指定介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けようとする者が、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）に適合するものであるかどうかについて、あらかじめ知事に協議するために必要な手続及びこれに対する回答に係る手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(事前協議手続の対象とする居宅サービス等の種類)

第3条 指定居宅サービス等のうち次に掲げるサービスに係る事業者の指定を受けようとする者（以下「事業実施予定者」という。）は、当該事業を実施しようとする事業所が基準に適合するものであるかどうかについて、あらかじめ知事に協議することができる。

- (1) 通所介護
- (2) 通所リハビリテーション
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 短期入所療養介護
- (5) 特定施設入居者生活介護
- (6) 介護予防通所リハビリテーション
- (7) 介護予防短期入所生活介護
- (8) 介護予防短期入所療養介護
- (9) 介護予防特定施設入居者生活介護

(適用除外)

第4条 この要領の規定は、次に掲げる事業所については、適用しない。

香川県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日制定）に基づく整備費補助金の交付の対象である事業所

(協議手続)

第5条 事業実施予定者は、第3条の規定による協議を行う場合は、事業所の工事に着手する前に、指定居宅サービス事業者等の指定に係る事前協議書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 事業実施予定者の登記事項証明書又は条例
- (2) 事業所の設置予定地の位置図
- (3) 事業所の設置予定地の土地登記事項証明書
- (4) 既存の建物を事業所として利用する場合にあつては、建物の登記事項証明書
- (5) 事業所の建物の計画平面図
- (6) 事業所の開設スケジュールがわかる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類又は図面

(回答)

第6条 知事は、前条の規定による協議があつたときは、基準に適合するものであるかどうかを審査し、事業実施予定者に対して、文書により回答するものとする。

2 前項の回答は、事前協議書が到達してから、原則として30日以内に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、事業実施予定者に対して、回答時期の見通し及びその理由を示して、回答期限を延長することができる。

- (1) 慎重な判断を要する場合
- (2) 事務処理能力を超える多数の協議がある等正当な理由がある場合

3 知事は、第1項の回答が基準に適合しない旨の内容であるときは、その理由を記載するものとする。

4 知事は、事業実施予定者が口頭による回答に同意する場合は、第1項の規定にかかわらず、口頭により回答することができる。

(協議内容の変更)

第7条 事業実施予定者は、前条の規定による回答の後、協議内容に変更が生じたため、変更があつた事項に係る協議を行う場合は、第5条の規定にかかわらず、指定居宅サービス事業者等の指定の事前協議変更書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の事前協議変更書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 変更後の内容がわかる書類又は図面
- (2) その他知事が必要と認める書類又は図面

3 前条の規定は、第1項に規定する協議について準用する。

(市町に対する情報提供)

第8条 知事は、第5条の規定による協議があつたときは、事業所の設置予定地の市町長に対して、事業実施予定者の名称及び協議内容について情報提供を行うものとする。ただし、事業実施予定者が情報提供を行うことに同意しない項目については、この限りでない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月5日から施行し、平成17年6月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年6月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。